

## 自衛隊の海外での武力行使につながる安全保障関連法案に反対します

政府が今国会で成立を目指している「国際平和支援法案」と「平和安全法制整備法案」（安全保障関連法案）に反対します。

今回の安全保障関連法案は、平時から有事に至るまで切れ目のない対応を可能とするとして、これまで専守防衛に徹してきた自衛隊の任務を拡大し、自衛隊を海外にいつでも派遣でき、米軍など他国軍を軍事的に支援することを可能にするものです。このことは戦後の専守防衛からの防衛政策の大きな転換であり、憲法の恒久平和主義の精神に反し、9条が禁じる武力行使に道を開くもので容認することはできません。

上記を前提としながら、この法案の大きな問題点として以下4点を特に懸念します。

第1に、重大な判断をする際の基準が不明確であることです。集団的自衛権を行使する根拠として、「存立危機事態」や「国民を守るために他に適当な手段がないこと」を要件にしていますが、あくまでも時の政府の裁量次第で判断されることとなります。

第2に、従来の日本周辺事態という概念が取り外され、自衛隊の海外派遣が際限なく広がりかねません。

第3に、後方支援の活動も戦闘の可能性のない「非戦闘地域」から「戦闘が行われていない現場以外」へ広げ、物資弾薬の補給まで行えるとすることは、自衛隊が戦闘に巻き込まれ、武力行使を余儀なくされることを否定できません。

第4に、歯止めとして海外での自衛隊派遣の際は、国会での例外なき事前承認の規定を盛り込んだと言われていますが、実際には新設する「国際平和支援法」に限られた定めであり、集団的自衛権の行使は緊急時には事後承認が認められているなど、万全な歯止めとは言えません。さらに特定秘密保護法が施行されている今、自衛隊派遣を審議する国会に対して正確で必要な情報が開示される担保もなく、国会のチェック機能が形骸化される恐れがあります。

武力の行使は憎しみの連鎖を生み、軍事力では平和を創りだせないことは明らかです。憲法前文にあるように「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意」し、国際的な紛争の解決には武力ではなく、あくまでも対話を通じて平和的な手段を持って解決するのが基本だと考えます。

昨年の集団的自衛権行使容認の閣議決定の時より、多くの国民が他国の戦争に加担することなく専守防衛を求める日本国憲法の理念を大切に思っています。集団的自衛権の行使に不安を持ち、今国会での安全保障関連法の成立には賛成していません。

あまりにも拙速な議論と、与党多数の数の力で、国民の信頼を裏切ることのないよう、安全保障関連法の成立を見送ることを求めます。

2015年6月19日

コープさが生活協同組合 理事会